

武雄競輪場公園管理業務委託プロポーザル実施要領

1 委託の趣旨及び目的

武雄競輪場は、平成28年10月に「オッズパーク武雄」としてリニューアルオープンし、武雄競輪場内公園についても、平成30年4月にオープンし、BMXコースを新たに整備するなど、来場されるお客様に満足いただけるスペースの提供を行っております。現在、職員が公園内施設の維持管理を行うとともに、BMXコース内で使用する自転車等の貸出し等を行っておりますが、BMXコース運用等に関する専門的な知識（乗り方などの助言、指導や魅力あるイベント等の企画、開催）が少ないため、本来、公園が有する潜在的な価値及び効果を十分に引き出すことができておりません。公園内の業務を委託することで、来場されるすべてのお客様に満足していただけるよう、環境の整備を行いたい。

2 業務内容、及び施設の概要

- (1) 委託業務名 武雄競輪場公園管理業務委託
- (2) 業務内容 公園内施設（構築物等）の維持管理と自転車指導等（詳細は、武雄競輪場公園管理業務委託仕様書による）
- (3) 履行期限 契約締結日の翌日から令和2年3月31日まで
- (4) 委託料 本業務に係る予算上限額は、3,600千円（税込）とする。
- (5) 公園の概要
 - ① 所在地 大字武雄四十九重4388番の一部、4387番1の一部、4387番3
 - ② 面積 3157.18㎡
 - ③ 建築物 事務所棟（休憩所、公衆便所）69.52㎡
 - ④ 遊具 コンビネーション遊具 1式、スイング遊具等4基
 - ⑤ 構築物 ベンチ、BMXコース等

3 選考方式

ア 受託者の選考にあたっては、行政関係者等で構成する武雄競輪場公園管理業務プロポーザル委員会（以下「委員会」という。）において審査及び評価をおこないます。

イ 委員会では、提案書、及びヒアリングにより審査をおこない最優秀者1者及び優秀者1者を選定します。

4 委員会

(1) 委員会の構成

下記に挙げる者で委員会を構成する。

- ① 委員長 武雄市営業部 部長 神宮 一文
- ② 副委員長 武雄競輪事業所 所長 山口 智幸
- ③ 委員 武雄競輪事業所 主幹 鳥越 秀雄
- ④ 委員 武雄競輪事業所 係長 山口 浩史

5 事務局

武雄市営業部競輪事業所

〒 843-0022 武雄市武雄町大字武雄4439番地

TEL 0954-23-2701 fax 0954-23-8938

Mail keirin@city.takeo.lg.jp

6 スケジュール

受託者決定までのスケジュールは次のとおりとします。

① 参加表明書、提案書等の受付

令和元年5月8日（水）から令和元年5月24日（金）

② 審査及びヒアリング

令和元年5月27日（月）

③ 受託者の決定

令和元年5月29日（水）

④ 契約予定日

令和元年6月初旬

7 参加資格要件

プロポーザルに参加する者（以下「参加者」という。）は次に掲げるいずれにも該当する個人、または法人とする。

(1) 参加資格

- ① 市内に居所を有する個人、若しくは市内に本店、または支店を有する法人
- ② 国税、及び地方税等の滞納がないこと
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること
- ④ 告示日現在において、国及び地方公共団体から入札参加資格の停止処分をうけていないこと
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154条）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き開始又は民事再生手続き開始の申立てがなされていない者
- ⑥ 自転車に関する専門的な知識を有している者

※ 自転車に関する専門的な知識を有している者とは、自転車の乗り方の指導ができる者、パンク修理などの簡単な修繕ができる者とする。

- ⑦ 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではないこと、及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（2）失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格となることがある。

- ① 委員会及び事務局関係者に、プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合

- ② 評価の公平性に影響を与える行為があったと委員会が認めた場合
- ③ 実施要領の規定に違反すると市長が認めた場合
- ④ 指定する様式（以下「様式」という。）によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合
 - ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - イ 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - エ 虚偽の記載があるもの

8 参加申込み手続き

参加者は、次により手続きに必要な書類等を提出すること。

(1) 提出書類等

- ① 参加表明書（様式第1号）
- ② 提案書（様式第2号）
- ③ 費用見積書（様式第3号）
- ④ 誓約書（別紙1）
- ⑤ 住民票の写し（法人の場合は、登記事項証明書）
- ⑥ 完納証明書（滞納がないことを証する書面）

(2) 提出方法

① 提出部数

提出部数は、様式第1号から様式第3号は各5部、それ以外は各1部とします。

② 提出方法

提出書類は、事務局まで持参するか郵送としてください。郵送する場合は、配達証明付書留便とし、受付期限までに必着とします。

③ 提出書類等の受領確認

持参される場合は、受領時に提出書類受領確認書をお渡しします。郵送の場合は、事務局から受領確認の連絡をしたのち、受領確認書を郵送いたします。

④ 受付期間

令和元年5月8日（水）から令和元年5月24日（金）まで

ただし、受付時間は、午前9時から午後5時まで

⑤ 書類等提出場所

上記、5で示した事務局

9 審査方法及び審査項目

提出された書類等の審査、およびヒアリングの結果を踏まえ委員会で審査をおこないます。参加者の審査については、審査方法及び審査項目（様式4）によるものとし、委員会の委員が項目ごとに点数付与（10点満点）をおこない、最も合計点数の高かった参加者を最優秀者とし、本業務の優先交渉権者とします。なお、審査の結果、最高点のものが同点で2者以上ある場合は審査委員間で協議のうえ、順位を決定するものとしします。

10 審査結果の公表及び通知

審査結果については、武雄市のホームページで公表するほか、すべての参加者に対し郵送にて書面で通知します。

11 業務委託契約等

市は、審査結果で最も優秀であった優先交渉権者と契約の交渉をおこないます。なお、審査の経緯及び結果に関する異議の申し立ては受け付けません。